

令和 4 年 5 月 24 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12698

研究課題名（和文）社会イノベーション創出に寄与する公共政策の類型化と影響メカニズムの分析

研究課題名（英文）A classification of public policy contributing to social innovation and an analysis of effect mechanism

研究代表者

小松崎 俊作（KOMATSUZAKI, SHUNSAKU）

東京大学・大学院工学系研究科（工学部）・准教授

研究者番号：70456143

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、社会イノベーション創出に寄与する公共政策を類型化した上で、それら政策の形成ならびに実践に資する要因を明らかにすること目的として、複数の事例研究を行った。その結果、（1）官と民がある領域に共同で取り組むための環境を整備する、（2）官が戦略的に管理を弱めることで民の自由度を向上する、（3）官のリソース・キャパシティ低下によって高まった自由度を民が活用する、（4）民間が営利活動を実施する領域の未利用・低利用期間等に公的目的の活動を実施する、の4類型を提案・検証した。加えて、最初期の社会実験や、法規制・組織・人材（リーダー、専門人材）が政策の形成・実践を促進することを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、地域活性化あるいは地域の社会問題解決につながる事業を「社会イノベーション」と定義する。持続的な財政運営や少子高齢化、人口減少等の課題に直面する中で、地域が自立的に活性化戦略を策定・実施できるようになるためには、社会イノベーションを促進するための公共政策を、国や地方自治体が設計できることが重要である。本研究は社会イノベーション創出に寄与する公共政策の4類型を提示し、その形成・実践に資する要因を明らかにした。これにより、我が国で今後具体的な政策アイデアを検討するポテンシャルがある領域を検討できるようになったことが、本研究の社会的意義と言える。

研究成果の概要（英文）：Multiple cases of social innovation have been studied, aiming at proposing a typology of public policies contributing to social innovation as well as identifying factors fostering policy making and implementation. The four types of public policy are conceptualized and validated: (1) policies to develop conditions encouraging both the public and private/citizen sectors to collaborate, (2) policies that make the public sector relax controls to create greater freedom for the private/citizen sector, (3) policies to reduce and/or redistribute the resources or capacity of the public sector for the private/citizen sector, and (4) policies to encourage the private sector to offer its unused or underused resource, asset or capacity for the public purpose. While small-scale social experiment at the initial stage supports policy making, institutional, organizational and human resource factors (leaders and experts) play critical roles in policy implementation.

研究分野：政治学

キーワード：社会イノベーション 公共政策 官民連携 規制緩和 地方分権 暫定利用

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

我が国において持続可能な財政運営を行うことは国家的課題であるが、一方で少子高齢化、人口減少や経済成長の鈍化などの課題を抱え、いわゆる双子の赤字を解消する戦略の見通しは立っていない。特に少子高齢化や人口流出が顕著な地域においては、地域が自立的に活性化戦略を策定・実施できるようになることが極めて重要である。これは、国庫補助負担金や地方交付税のみへの依存から脱却することによって、国家の財政収支改善に貢献するというだけではなく、我が国の各地域が有する資源を最大限活用して、国際的に魅力のある地域づくりを行うことによって経常収支改善にも貢献することが期待されるためである。地方分権一括法、様々な規制緩和、三位一体の改革、市町村合併の推進、近年は地方創生など、様々な公共政策が実施され、確かに一部地域においては先進的な地域活性化事例が登場している。しかし、これらの公共政策が地域活性化事業の形成・発展にどのように影響を与えたのか、そもそも影響があったのかといった点は、十分明らかにされているとは言えない。

2. 研究の目的

本研究では、地域活性化あるいは地域の社会問題解決につながる事業を「社会イノベーション」と定義する。本研究では、社会イノベーションの形成・発展に貢献する公共政策とはどのようなものか、どういった類型があるかを明らかにした上で、類型化された公共政策と社会イノベーション事業過程に及ぼす影響の関係をモデル化することを目的とする。本研究から得られる知見は、国や地方自治体が社会イノベーションを促進するための公共政策を設計することを支援する。

本研究が対象とする公共政策は、主に官と民の関係を調整して、民による社会イノベーション創出を支援する政策を想定している。創出される社会イノベーション、あるいは事業を創出・実施する主体の行動は、官民関係の調整戦略の違いによって影響を受けると考えられる。そこで、官民関係の調整戦略に基づいて、異なる政策を類型化することを目指す。

3. 研究の方法

社会イノベーション創出を支援する公共政策の類型化を行うに当たって、本研究ではまず具体的な社会イノベーションを対象とした事例研究を実施して、対象事例において公共政策が果たした役割を明らかにする。

そのためには、まず当該事業に関する論文・雑誌記事・ニュース等の文献調査によって、大まかな過程を明らかにするとともに、過程の中で公共政策が及ぼした影響について仮説を形成する。その上で、当該事業に関する有識者、あるいは事業の当事者・関係者に対する現地インタビュー調査を実施して、詳細な過程を明らかにしつつ、公共政策の役割に関する仮説を検証する。

具体的事例の形成・実施過程や、その中で公共政策が果たした役割についての分析を踏まえて、改めて社会イノベーションに貢献する公共政策の類型化を行う。さらに、公共政策の立案段階から、社会イノベーションの創出・発展を促進することを想定していたと推定される事例を、事例分析対象から抽出する。この事例について、公共政策の形成過程について政治過程分析を行って、政策の形成要因を明らかにする。社会イノベーションに貢献する公共政策の形成過程については、事業過程に関する情報から因果関係に基づいて政治過程を推定し、事業の当事者・関係者のみならず、政策形成に携わった行政関係者へのインタビュー調査を行うことによって検証する。

4. 研究成果

上記の研究方法に従い、社会イノベーション創出を支援する公共政策の類型と、そうした公共政策の形成ならびに実践に資する要素を明らかにした。

まず官民関係を調整する公共政策の類型として、(1)官と民がある領域に共同で取り組むための環境を整備する(例:PPP(官民連携))、(2)官が戦略的に管理を弱める(縮退する)ことで民の自由度を向上する(例:規制緩和・民営化)、(3)官の(戦略的)リソース・キャパシティ低下によって高まった自由度を民が活用する(例:地方分権)、(4)民間が営利活動を実施する領域の未利用・低利用期間等に公的目的の活動を実施する(例:暫定利用)、の4つ(図1)を提案・検証した。



第一の類型，官民が連携する環境を整備する公共政策の例として，スペイン・マドリードにおける都市計画（特に 2003 年に始まった首都高速道路 M-30 の地下化事業以降）を対象とした事例研究を行った。マドリード都心再開発において，官が物理的な空間を整備し，民が魅力的なサービスを生み出す，あるいは特に大企業が官の戦略と軌を一にして土地を提供したり移転したりするといった政策過程が観察された。

第二の類型，官が戦略的に管理を弱めることで，民の自由度を向上させる公共政策の例として，広島（京橋川）・東京（渋谷）・大阪（道頓堀川）における河川敷地利用の規制緩和を対象とした事例研究を行った。特に，渋谷駅周辺の再開発では，規制緩和や都市再生緊急整備地域への指定が，民間事業者の積極的参入につながったことが推定された。

第三の類型，官の戦略的キャパシティ低下によって民の創造性を発揮する自由度が生まれる公共政策について，スペインにおける再生可能エネルギーによる地域電力システムを対象とした事例研究を行った。本事業実施ならびに新たな地域経済の発展過程を分析した結果，電力事業の規制緩和と，1978 年に制定された憲法で強調された地方分権の 2 点が作用したと推定された。

第四の類型，民間がもともと営利活動を実施する領域の未利用・低利用期間等に公的目的の活動を実施する公共政策について，フランスと日本（下北沢）における「暫定利用」を対象とした事例研究を行った。施設閉鎖や再開発等に伴って発生する未利用地・低利用地において，単に利益追求のみを目的とせず，エリアの持続可能性向上，包摂性向上といった社会的価値を意識して，「暫定利用」という形で活用する例が登場している。ただ，少なくとも日本においては，暫定利用を公共政策として制度化するところまでは議論が進んでいない。類型化により，我が国で今後具体的な政策アイデアを検討するポテンシャルがある領域を検討できるようになったことも，本研究の成果と言える。

次に，社会イノベーション創出を支援する公共政策の形成に資する要因を明らかにするため，上記広島市等における河川敷地利用の規制緩和にかかわる政治過程分析を実施した。その結果，既存政策枠内における最初期の小規模な社会実験や，それらに関与した自治体・国の行政官・専門家らの政策形成への参加等，政治過程上の影響要因を明らかにすることができた。規制緩和政策が国レベルの政治主導で形成される場合もあるが，地域活性化のように地域特有のコンテクストにかかわる事業を支援する規制緩和は，必ずしもすぐに国レベルでの調整・合意に至るばかり

ではない。社会イノベーションの可能性・必要性を認識した自治体レベルのステイクホルダーが、政策変更を要しない範囲で工夫して社会実験等を実施し、他の自治体や国のステイクホルダーの関心・理解を深めるプロセスが有用であることが示唆される。逆に国レベルの政治家・官僚等の観点では、現行法制内で地域が創出したグッドプラクティスから、有用な規制緩和等の政策アイデアを抽出し、他地域へ普及させるような政策形成を行うこと（河川敷地利用の規制緩和では、河川敷地占用許可準則の特例措置から始まり、同準則の改正、「ミズベリング」としてのモデル化等）が有用であると推定される。

最後に、このような公共政策を実際に運用し、社会イノベーション創出につなげていく上で重要な要素を明らかにした。日本の地域電力システムを社会イノベーションの例として、宮城県東松島市や群馬県中之条町の事例研究を実施した。日本では地方分権が十分進んでおらず、自治体等にそのシステムを活用するキャパシティが育っていないと考えられる。上述したスペインとの比較から、地方分権制度に加えて、民が創造性を発揮できるためのキャパシティ開発が、社会イノベーション創出に寄与することが示唆された。また、神奈川県小田原市の地域電力事業についての事例研究から、顧客ロイヤルティの高い地元民間企業を活用する、ないしそうした地元民間企業が参画しやすい環境をつくること、キャパシティ開発を促進する可能性が明らかとなった。

同様に、官民連携による社会イノベーションの実践事例として、コロンビア・ボゴタにおける都市貧困層向け電力利用正常化の事例研究を実施した。本事例では、民間事業主体が、電力料金を正常に支払う特典としてクレジットサービスを導入するという創造的取り組みを実施し、料金上昇にも関わらず未払い率が低下、顧客満足度は向上している。こうした取り組みを実現する上で、行政による適切な規制が民間企業のキャパシティ、インセンティブ形成に重要であったことがわかった。

さらに、地方自治体レベルで、公共政策を活用して社会イノベーションの創出に成功した2事例（徳島県神山町、山形県川西町吉島地区）における成功要因の分析を実施した。自治体レベルでの実践では、民間企業等における事業形成・管理運営の経験を有したリーダー人材や、市民・民間の先駆的取り組みや準備を汲み上げて行政や制度と接続するリエゾンの行政官といった要件が明らかになるとともに、社会イノベーションを通じた持続的地域づくりのための人的資源の確保・継承といった課題も明確になった。また、上記広島市の事例では、規制緩和につながる最初の社会実験の発案・事業形成において、同じ地元高等教育機関において建築を専門として学んだ複数の行政官（年代は異なる）が連続して関与したことがわかった。市民・民間側だけでなく自治体行政側でも、関連する領域の高度教育を（地域に近い機関で）受けた専門人材の重要性が示唆されている。

以上により、社会イノベーション創出を支援する公共政策の4類型を提示し、そうした公共政策の形成に資する要因、実践・運用を促進する要因を明らかにした。類型化による新たな公共政策の立案支援の可能性を示すとともに、法規制・組織・人材（リーダー、専門人材）における課題を提示することができた。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件）

1 . 発表者名 Hiroshi Komikado, So Morikawa, Daniel del Barrio Alvarez, and Shunsaku Komatsuzaki
2 . 発表標題 Localized public service with national infrastructure: A case of post-Fukushima energy governance in Higashi-matsushima, Japan
3 . 学会等名 The 4th edition of the International Conference on Public Policy (ICPP4) (国際学会)
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Masaki Umeda, Daniel del Barrio Alvarez, and Shunsaku Komatsuzaki
2 . 発表標題 Key factors for urban vulnerable people to develop voluntary payment behavior on electricity -A case study of electricity formalization process in Bogota, Colombia-
3 . 学会等名 Society for Environmental Economics and Policy Studies 25th Annual Conference (国際学会)
4 . 発表年 2020年

1 . 発表者名 Daniel del Barrio Alvarez, So Morikawa, Hiroshi Komikado, and Shunsaku Komatsuzaki
2 . 発表標題 Transnational city-to-city policy transfer for the energy transition in Japan
3 . 学会等名 II International Conference on Policy Diffusion and Development Cooperation (国際学会)
4 . 発表年 2021年

1 . 発表者名 Masaki Umeda, Daniel del Barrio Alvarez, and Shunsaku Komatsuzaki
2 . 発表標題 Limits to regulatory governance for electricity use formalization in peri-urban areas: Case study of Bogota
3 . 学会等名 The 5th International Conference on Public Policy (ICPP5) (国際学会)
4 . 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
スペイン	Universidad Politecnica de Madrid			
コロンビア	El PCIS de UNIMINUTO			